

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第6号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第2の表の（7）の表の保険年金課の表1の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書」に改め、別表のうち第2の表の（29）の表の窓口サービス課の表2の項第2号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書」に改め、同表10の項第2号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書及び資格情報通知書」に改め、別表のうち第2の表の（29）の表の区民生活課の表2の項第2号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書」に改め、同表11の項第2号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書及び資格情報通知書」に改め、別表のうち第2の表の（30）の表の出張所の表7の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。